

＜資料紹介＞
喜如嘉の土地売却証文類

上江洲均
(沖縄県立博物館)

＜Short Note＞
Land Sale Contracts of Kijoka Village, Okinawa Island

Hitoshi UEZU
(Okinawa Prefectural Museum)

この資料はかねて平良豊勝氏から祖父平良豊安土地売却関係証文類として、博物館が寄贈を受けたものである。時期的には、土地整理のあった明治30年代である。古いもので明治32年、新しいもので明治39年である。年代不明のものを含めて19通である。

「売却証文類」の内訳けは、田方売却証文13通、畠売却証1通、土地代金受取証1通、金銭借用書1通、同延期願1通、その他2通となっている。(表1参照)。

土地整理については、明治32年から始まり同36年に完了する。その背景には「土地制度の大変容(有力者への土地集中、土地の質入れ・売買の増大)、田畠勝手作りの黙認による農民の土地私有欲の増進などがあったほか、地割制度そのものが生産力を停滞させる元凶であるとの認識が、「当局者のあいだにしだいに強くなつていった」(西原文雄執筆、『沖縄大百科辞典』948頁) があったという。

土地制度についてはこれ以上詳述はできないが、「喜如嘉の土地売却証文類」は時期的にこの土地整理期のもので、その頃の様子をしのばせるものがある。8号(明治35年3月20日)の証文からはじめて地番がでてくる。また、1号(明治32年9月24日)から8号(明治35年3月20日)までは、田の面積を「○丸○束」で表していたのを10号(明治37年3月31日)からは「○畝○歩」にかわっている。(9号は記載なし)。

また、1号、2号、4号には「配当地割帳を貴殿へ面付替」することが書きこまれており、6号、7号、8号では「地租税改正実行セラル迄ノ公費ハ私ヨリ負担」する旨の条項

が記入してある。土地制度進行中の過渡期のようすがうかがえる。

13号と14号は「土地売却証」とその土地の「代金受領証」で一件書類である。

16号は借金40円の利息分として、毎月14日の「入込奉公」をする証文である。17号はやはり借金のかたに息子を奉公させてもよいというもので、古い時代の身売りにもつながる一面を見ることができよう。

表1. 喜如嘉の土地売却証文一覧

番号	文書名	年月日	宛名	差出人
1	田方売却証書	明治32年 9月24日	平良豊安	宮城弘道
2	証文(田方売却)	明治32年 9月25日	々	山城盛保
3	証書(田方売却)	明治32年旧9月25日	々	平良貞一
4	証書(田方売却)	?年 9月25日	々	金城満幸
5	証書(田方売却)	明治32年 10月3日	なし	平良繁幸
6	証書(田方売却)	明治34年 9月15日	平良豊安	山城源吉
7	証書(田方売却)	明治35年 2月24日	々	山城保長
8	証書(田方売却)	明治35年 3月20日	々	喜如嘉朝副
9	田方売却証	明治36年 8月27日	々	山川福三
10	田方売却証	明治37年 3月31日	々	山城真嘉
11	土地売却証書(田)	明治37年 6月28日	々	山城保次郎
12	証書(田方売却)	明治37年 8月19日	々	金城田吉
13	土地売却証(田)	明治37年 9月22日	々	山城真嘉
14	田方代金受取証	明治37年 11月29日	々	々
15	土地売却証(畠)	明治37年 12月5日	々	喜如嘉朝重
16	借用証	明治38年旧11月	々	津波松吉
17	延期証	明治39年 9月10日	々	金城牛
18	金子支払いについて依頼	?年 10月15日	々	大嶺永秀
19	田方買入代金内訳	?年 10月29日	なし	なし

△1号▽

田方壳却證書

印紙

当村字石保川原

一 田方七丸き三束印 叶米三斗六合六勺印
但此代金式拾九円式拾錢也 印

右田方之儀私所有地之處今般無拋入用有之候ニ付但書之代金を以て貴殿へ永々壳却致し候儀実正也 然ル上ハ村配当地割帳を貴殿へ面付替致し候ニ付爾後右田方ハ私ニ於テ一切關係無之候
依て証書如件

大宜味間切喜如嘉村二十番地
明治三十二年九月廿四日 壳主 宮城弘道印
同間切同村式百四十四番地
保証人 宮城張道印
喜如嘉村
平良豐安殿

(二六・六×三八・○ 白紙)

△2号▽

證文

当村字

一 田方五丸き五束五分 印
但此代金式拾式円拾錢也 印

右田方之儀私共所有地之處今般無拋入用有之候ニ付 但書之金額を以て永々貴殿へ壳却致し候儀実正也 然ル上ハ村配当地割帳を貴殿へ面付替之上右地所ハ私ニ於テ一切關係無御座候 依テ証書如件

大宜味間切喜如嘉村百五十三番地
明治三十二年九月廿五日 壳主 山城盛保
同人 長男
全 上 山城盛長 印
同村百二十番地
全 上 山城盛久 印
喜如嘉村
平良豐安殿

(二六・四×三七・○ 白紙)

△3号▽

證書

印紙

當村とくまし原
一田方三丸き九束三分
但此代金拾六円也

證文
叶米

喜如嘉村字仲間福原
一田方五丸き所
此叶米式斗壱升五合
此壳却代金式拾円也

印

印

右田方私所有地ニ候處今般都合ニ依り前
記ノ代金ヲ以テ永々壳渡候ニ付 當村地方

分ケ帳も貴殿へ面付替致候儀相違無
之候 就テハ右地所ニ属スル権利義務ハ
總テ貴殿へ移候ニ付テハ自今私ニ於テハ
一切關係無之候 依テ證書如件

喜如嘉村百三番地 平民

印

明治三十二年旧九月廿五日
大宜味間切喜如嘉村百壱番地
平良豊安 殿

(二五・八×三七・〇 白紙)

△4号▽

證文
叶米

當村とくまし原
一田方三丸き九束三分

但

此代金拾六円也

右田方之儀私所有地之處今般無拠
入用有之候ニ付 但書之代金を以て
永々貴殿へ壳却致し候儀実正也
然ル上ハ村配當地割帳を貴殿へ面
付替致し爾後右田方私ニ於テ一切
關係無御座候 依テ證書如件

九月廿五日

大宜味間切喜如嘉村七番地

壳主 金城満幸

同人長男

上 金城幸一

喜如嘉村
平良豊安 殿

(二六・四×三七・八 白紙)

證書

(印) 印紙

喜如嘉村字外ふりた原

一 田方四丸き六東四分 (印)

叶米壱斗七升六合三勺式才

此壳却代金拾六円七拾錢四厘 (印)

右ハ私所有地之処今般都合ニ依リ前記之

代金ヲ以テ貴殿へ壳渡候儀相違無之候

就テハ右地所ニ對する権利義務ハ總テ

貴殿へ移転候ニ付テハ自今私ニ於テハ一切

関係無之候 萬一右地所ニ關シ他ヨリ

故障等相生シ候時ハ私ハ勿論保証人ニ

於テ取捌少も貴殿へ御迷惑相掛

不申候 依テ後證之為メ證書一札差上置候也

大宜味間切喜如嘉村式百武拾壹番地平民

明治廿二年旧十月三日 壳主 平良繁幸 (印)

全間切全村百七拾八番地内第壹号

保証人 福地幸成 (印)

(二六・六×三八・四 白紙)

證書

(印) 印紙

喜如嘉村字真謝原

一 田方壹枚 (印) 但丸きにして壹丸き七東所

此壳却代金八円五拾錢也 (印)

右者私所有地今般都合ニ依リ前記ノ代

金ヲ以テ貴殿へ永々壳渡候儀実正也 (印)

就テハ右地所ニ關スル権利義務ハ貴殿へ

移転致私ニ於テ關係無之候 然ル處

地租稅改正實行セラル迄ノ貢租公費

ハ私ヨリ負担致候儀相違無之候

依テ證書一札差上置候也

一名代村二十四番地

明治三十四年九月十五日

山城源吉

喜如嘉村百壹番地

平良豊安 殿

(二七・〇×三九・〇 朱黒紙)

△7号▽

證書

印紙

喜如嘉村字真謝原

一 田壱枚印 壱丸き七束所

此壳上代金八円也

右ハ今般都合ニ依リ前記代金ヲ以テ貴殿へ

永々壳渡候儀実正也

就テハ右地所ニ関スル

権利義務ハ総テ貴殿へ移転致私ニ於テハ

一切關係無御座候 然ル処地税改正実

行セラル迄ハ貢租公賃私ヨリ負担致候

儀相違無之候 依テ證書差上置候也

一名代村二十二番地

明治三十五年二月廿四日

山城保長印

喜如嘉村百壱番地
平良豊安殿

(二二六・四×三八・〇 朱野紙)

△8号▽

證書印

字立名原地番九三二

一 田方壱丸壱束三分所

此壳渡代金四円八拾五錢九厘

右ハ私所有地ノ処今般都合ニ依リ前記ノ

金員ヲ以テ貴殿へ永々壳渡置候儀実正

也 就テハ右地所ニ対スル権利義務ハ総テ

貴殿へ移転致候 然ル処地租税改正

实行セラルマテハ貢租公賃私支弁

致シ貴殿へハ故障相掛不申候 依テ

為後証如件

大宜味間切喜如嘉村百六番地

明治三十五年三月廿日 喜如嘉朝副

喜如嘉村百壱番地

平良豊安殿

(二二六・四×三七・七 朱野紙)

△9号▽

田方売却証

印紙
字板張原

一田壱枚 地番一八〇六

代金 拾壱円六拾錢

印

右ハ今般都合ニ依リ前記ノ代金ニテ貴殿へ永々売り渡し候儀相違無之候然ル上ハ右地所ニ對スル權利義務ハ以後凡テ貴殿へ移転シ私ニ於テハ一切關係無之候 依テ証書一札差上置候也

大宜味間切喜如嘉村式百四拾番地
山川福三 印

明治参拾六年八月式拾七日

平良豊安 殿

(二六・四×一八・〇 朱墨紙)

朱墨紙

△10号▽

田方売却証

印紙

喜如嘉村字真謝原地番六九七
一田壱枚□參歩也

此代金七円五拾六錢也

印

右田方之儀私所有地之處無拋入用差起候ニ付 前記之代金ヲ以テ貴殿へ売渡候儀実正也 就テハ右地所ニ對スル權利義務ハ總テ貴殿へ移転シ私ニ於テハ一切關係無之候 依テ證書一札差上置候也

大宜味間切謝名城村一名代式拾壱番地

明治三十七年三月三十一日 山城真嘉 印

大宜味間切喜如嘉村百壱番地
平良豊安 殿

(二二・八×三三・〇 朱墨紙)

朱墨紙

△11号▽

印紙

土地売却證書

謝名城村字根謝銘原地番四九四番
一 田式畠拾弐歩

此売却代金拾円四拾錢

右地所之義私有之処今般無拠入用差
起り候ニ付 前記ノ代金ヲ以テ貴殿へ売却
候儀実正也 就テハ右地所ニ對スル權利
義務總テ貴殿へ移転致シ私ニ於テハ一
切關係無之候 依テ売渡證如件

印

謝名城村一名代三十一番地
明治三十七年六月廿八日 山城保次郎
大宜味間切喜如嘉村百壱番地
平良豊安 殿

△12号▽

印紙 証書

大宜味間切喜如嘉村字立名原地番八九四
一 田方壱畠拾六步
此代金拾円也 印

右ハ私儀要々有之前記ノ代金ニテ本行
ノ田方壱畠拾六步 儀相違御座ナク候 然
ル上ハ右地所ニ關スル權利義務ハ爾後
私ニ於テ一切關係仕リ不申 单ニ貴殿
へ任せ上ゲ可申 依テ証書差上置候也

大宜味間切饒波村式拾壹番地
壳主 金城田吉 印

明治三十七年八月廿九日
喜如嘉村百壱番地
平良豊安 殿

(二二一・八×三一・六 朱野紙)

(二四・三×三一・三 朱野紙)

△13号▽

土地売却証

印紙

喜如嘉村字板張原地番一八〇八

印紙

喜如嘉村字板張原地番一八〇八田七畝武

一 田七畝武拾九步
此壳却代□□壹円武拾錢

印

右田方私所有地□□ 今般都合ニ由リ前記

之代金ヲ以テ貴殿へ壳渡候儀確実也

就テハ右土地所有權貴殿へ移転致シ

私ニ於テハ一切關係無之候 依テ壳渡

証如斯御座候也

謝名城村一名代二十一番地

山城真嘉

印

明治三十七年九月廿二日

喜如嘉村百一番地
平良豊安 殿

(一三三・六×三二・二 朱野紙)

△14号▽

田方代金受取証

印紙

印紙

喜如嘉村字板張原地番一八〇八田七畝武
拾九步□□七拾壹円八拾武錢之内

一 金四拾円六拾□□

印

但明治三拾七年九月廿二日領收済

右本行金員正ニ受領候也 尤も分書
之金員ハ別紙壳却之通り相違無御座
候 依テ為後証如件

謝名城村一名代廿一一番地

山城真嘉

印

明治三拾七年十一月廿九日

喜如嘉村
平良豊安 殿

(一三三・六×三二・八 朱野紙)

△15号▽

印紙

土地売却證

喜如嘉村字石保川原地番一〇九一

一 烟壺式拾七歩

(印)

此壳却代金拾壺円也

(印)

右地所之儀今般都合ニ由リ前記之金員ヲ
以テ壳渡候儀実正也 就テハ右土地所
有權貴殿へ移転シ爾后私ニ於テハ一
切關係無之候 依テ証書差上置候也

大宜味間切喜如嘉村式百四拾七番地
明治三十七年十二月五日 喜如嘉朝重

(印)

大宜味間切喜如嘉村百壺番地
平良豐安 殿

(一三三・七×三一・八

朱野紙)

△16号▽

借用證

印紙

印紙

(印)

一 金四拾円也

但利子送り用毎月拾四日ツ、
貴宅へ入込奉公可仕事

右ハ無拠入用ニ付前記之金額正ニ押借候儀

実正也 尤モ元金御返金之儀ハ御入用次

第完納可仕候 若シ毎月之仕事仕不足

之分ハ壺日拾五錢ツ、手間金取立月末

二決算可仕候萬一彼是相違ニ及候場

合ハ借主ハ勿論保証人ニ於テ全ク弁償

可仕候 依テ借用如件

明治三拾八年旧十一月

本部間切伊豆味村百三十七番地

借

主

津波松吉

大宜味間切喜如嘉村千百六十八番地

保証人

山城感合

(印)

大宜味間切喜如嘉村式千三百四十八番地

保証人

喜如嘉朝重

(印)

同間切同村四百九十二番地

牛

金城

(印)

大宜味間切喜如嘉村五百十五番地
平良豐安 殿

(二二六・六×三七・〇 白紙)

△17号▽

延期証

一 金式拾円也

右ハ前々ニテ借金四拾ノ内残金とシテ本行ノ
金額ハ旧来ル十一月廿五日限リ堅固ニ御
返却可仕候若相違之義共御座候ハバ私ノ

二男金城太郎御召遣ニ為致候 乍此上
不行届候トキハ御勝手次第べく被成下候
仍テ延期証如件

明治三十九年九月十日

喜如嘉村四百九十二番地

借主 金城牛^印
保証者 二男 太郎

喜如嘉村屋号石保
平良豊安 殿

(二六・四×三七・六 朱野紙)

△18号▽

左記ノ金員田中幸藏へ相届置候也 記

一 金拾六円五拾八錢弐分

金ニシテ八百式拾九□貫文

右ハ字一名代かん細工屋へ私せ貸付金
返弁ニシテ御方へ売上田方代より都合
有之候間右ノ分ハ私せ直ニ御渡彼下
度御依頼候也

田嘉里村

大嶺永秀

十月十五日
平良豊安 殿

(一一・〇×三三一・〇 白紙)

一名代 鍛冶細工屋より買入田方

拾弐丸き六束代

一 金参千五百九拾壹貫文

右ノ内訳

異動届之時渡ル

金千五百六拾貫文

賃渡金四百貫文の利子籠テ

金四百弐拾四貫文

十一月廿日 現金渡い

金弐百五拾貫文

旧十月廿二日現金渡い

金五拾貫文

大嶺永秀へ引向ニテ渡い

田中へ現金届

金八百弐拾九貫文現金渡い

旧十月廿九日

メ本行

田方賣却證書

高木家石保川出

但代吉拾九拾五

儀松井

人用

付

但書

代吉

付

永

中

井

人

古

田

方

賣

却

證

大正九年九月廿日 買主 宮城弘道

同上

保付 宮城弘道